

育成就労制度の施行に向けて

福岡県外国人材受入対策協議会
2025.7.24

特定技能制度の分野別運用方針と育成就労制度の分野別運用方針について、分野ごとに、新たに一体的に作成

第1 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 特定産業分野及び育成就労産業分野
- 2 人材の不足の状況
 - (1) 外国人受入れの趣旨・目的
 - (2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等
 - (3) 受入れの必要性
 - (4) 受入れ見込数
- 3 在留資格認定証明書交付停止措置等
- 4 その他重要事項
 - (1) キャリア形成に関する事項
 - (2) 治安への影響を踏まえて講じる措置
 - (3) 大都市圏に過度に集中しないための措置

第2 特定技能制度に関する事項

- 1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項
 - (1) 1号特定技能外国人
 - ア 技能水準（試験区分）
 - イ 日本語能力水準
 - (2) 2号特定技能外国人
 - ア 技能水準（試験区分及び実務経験）
 - イ 日本語能力水準
- 2 その他重要事項
 - (1) 特定技能外国人が従事する業務
 - (2) 特定技能外国人の雇用形態
 - (3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

第3 育成就労制度に関する事項

- 1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項
 - (1) 就労を開始するまでに求められる日本語能力水準
 - (2) 育成就労開始後1年経過時まで求められる水準
 - ア 技能水準
 - イ 日本語能力水準
 - (3) 育成就労を終了するまでに求められる水準
 - ア 技能水準
 - イ 日本語能力水準
- 2 育成に関する事項
 - (1) 技能の育成
 - (2) 日本語能力の育成
- 3 本人意向転籍に関する事項
 - (1) 本人意向転籍において求められる水準
 - ア 技能水準
 - イ 日本語能力水準
 - (2) 転籍制限期間及びその理由
 - (3) 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策
- 4 その他重要事項
 - (1) 育成就労外国人が従事する業務
 - (2) 育成就労外国人の雇用形態
 - (3) 育成就労産業分野の特有の事情に鑑みて講じる措置等

赤字・・・主要な論点として想定されるもの

2

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針に向けた作業開始について②

【受入れ対象分野概要（案）】

所管	分野 (※1)	業務区分数	業務区分 (※2)	有効求人倍率 (※3)
厚生労働省	介護	1	・介護	4.32
	ビルクリーニング	1	・ビルクリーニング	2.43
	リネンサプライ(P)	1(P)	・リネンサプライ(P)	4.30
経済産業省	工業製品製造業 (※4)	10 → 18(P)	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 ・電線・ケーブル製造(P) ・プレハブ製造(P) ・家具製造(P) ・定形耐火物製造(P) ・不定形耐火物製造(P) ・生コンクリート製造(P) ・ゴム製品製造(P) ・かばん製造(P)	2.85
国土交通省	建設	3	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備	5.48
	造船・船用工業	3	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器	4.63
	自動車整備	1 → 2(P) (※5)	・自動車整備 ・車体整備(P)	5.29
	航空	2	・空港グランドハンドリング ・航空機整備	4.50
	宿泊	1	・宿泊	4.83
	自動車運送業	3	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者	3.13
	鉄道	5 → 6(P)	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員 ・駅・車両清掃(P)	3.66
	物流倉庫(P)	1(P)	・物流倉庫(P)	1.92

※1 グレー字は、新規追加することについて業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中の分野・業務区分

※2 緑字は、既存の業務区分の中で業務を追加することについて業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中の業務区分

「業務区分」とは、特定産業分野又は育成就労産業分野内で、従事させる業務において要する相当程度の知識又は経験を必要とする技能の範囲を画するとともに、転職の範囲を画するものとして当該分野に係る分野別運用方針において規定されるもの

※3 既存の分野は、令和6年10月から12月の間の有効求人倍率であり、令和7年度に新規追加する分野は、直近年度（令和5年度）時点において算出した有効求人倍率

※4 工業製品製造業分野の既存の業務区分については、対象の産業に15産業を追加すること等を検討中

※5 自動車整備分野については、1つの業務区分を「自動車整備」と「車体整備」の2区分に切り分けることを検討中

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針に向けた作業開始について②

【受入れ対象分野概要（案）】



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

所管	分野 (※1)	業務区分数	業務区分 (※1)	有効求人倍率 (※2)
農 林 水 産 省	農業	2	・耕種農業全般 ・畜産農業全般	2.01
	漁業	2	・漁業 ・養殖業	2.15
	飲食料品製造業	1 → 2(P) (※3)	・飲食料品製造業(※4) ・水産加工業(P)	2.98
	外食業	1	・外食業	4.28
	林業	1	・林業	2.41
	木材産業	1	・木材産業	2.73
環境省	資源循環(P)	1(P)	・廃棄物処分業(中間処理)(P)	3.06

※1 グレー字は、新規追加することについて業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中の分野・業務区分

「業務区分」とは、特定産業分野又は育成就労産業分野内で、従事させる業務において要する相当程度の知識又は経験を必要とする技能の範囲を画するとともに、転職の範囲を画するものとして当該分野に係る分野別運用方針において規定されるもの

※2 既存の分野は、令和6年10月から12月の間の有効求人倍率であり、令和7年度に新規追加する分野は、直近年度（令和5年度）時点において算出した有効求人倍率

※3 飲食料品製造業分野については、1つの業務区分を「飲食料品製造業」と「水産加工業」の2区分に切り分けることを検討中

※4 飲食料品製造業業務区分については、対象の産業に1産業を追加することを検討中

パブリック・コメント制度に基づく意見募集で示された政令・省令・告示（案）の概要【抜粋】

主 な 事 項	概 要
(1) 監理支援機関の許可期間	・ 有効期間は許可の日から起算して 3 年 、主務省令で定める基準に適合しているものである場合は 5 年
(2) 経過措置	
①「育成就労計画認定申請」に関するもの	・ 改正法の施行日前に、育成就労計画の認定を受けようとする者は、（技能実習法に基づく） 監理団体が育成就労に係る雇用関係の成立のあっせんを業として行うことができる。
②技能実習 2 号から 3 号に移行できる者	・ 改正法の施行日の時点で 2 号技能実習を 1 年以上 行わせている者。
③日本語教育に関するもの	・ 認定日本語教育機関の就労課程において100時間以上の授業時間数の授業科目を履修することができるよう必要な措置を講じていることとする旨の規定の適用については、 当分の間、登録日本語教員による授業を 100時間以上受けることで、履修したものとみなす。
(3) 目標及び内容の基準	
①育成就労の目標 <u>〈修得させる技能〉</u> <u>〈日本語能力〉</u>	・ 修得させる技能に係る 3 級の技能検定 又はこれに相当する 育成就労評価試験の合格 ・ 本邦での生活及び従事させる業務に必要な 日本語能力 を有していることが 試験 その他の評価方法により証明されること
②必須業務に従事させる時間 安全衛生業務に従事させる時間	・ 業務に従事させる 時間全体の 3 分の 1 以上 ・ 業務に従事させる 時間全体の 1 0 分の 1 以上
③協議会への加入	・ 育成就労産業分野に係る 分野別協議会に加入 していること
④入国後講習	・ 原則 320時間以上 、ただし <u>入国前に160時間以上行っていれば</u> 160時間以上に短縮可 。さらに、日本語能力が試験等で証明されていれば原則 220時間以上 で、 <u>入国前に110時間以上行っていれば</u> 110時間以上に短縮可 。 ・ <u>日本語試験未合格の場合</u> 、入国後講習における 認定日本語教育機関の就労課程 （当分の間は、登録日本語教員による授業でも可）で、 100時間以上 の相当講習を受けること。

出典：「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案概要」等に係る意見募集について

～ パブリック・コメント制度に基づく意見募集で示された政令・省令・告示（案）の概要【抜粋】

主 な 事 項	概 要
(4) 育成就労実施者に求められる体制（要約）	
① 育成就労責任者	・ 育成就労指導員、生活相談員その他の育成就労に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去 3 年以内に育成就労責任者に対する講習を修了した者
② 育成就労指導員	・ 該当技能について 5 年以上の経験を有し、過去 3 年以内に育成就労指導員に対する講習を修了した者を 1 名以上選任
③ 生活相談員	・ 過去 3 年以内に告示で定める講習を修了した者を 1 名以上選任 以上はいずれも 常勤の役職員であること
(5) 育成就労外国人の数	※別紙参照
○ 指定区域の設定 (= 都市部ではない地域)	・ 以下の地域は「指定区域外」＝都市部 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県 ※いずれの都府県も一部の市町村地域を除く。

育成就労外国人の数（監理型育成就労の場合）※法施行時の技能実習生を含む

常勤職員数	受入れ人数		育成就労実施者が基準（※）に適合する場合の受入れ人数		育成就労実施者（監理型の場合は監理支援機関を含む）が基準（※）に適合し、かつ指定区域に該当する場合の受入れ人数	
301人以上	常勤職員数の20分の3		常勤職員数の10分の3		常勤職員数の20分の9	
201人以上300人以下	45人		90人		135人	
101人以上200人以下	30人		60人		90人	
51人以上100人以下	18人		36人		54人	
41人以上50人以下	15人		30人		45人	
31人以上40人以下	12人		24人		36人	
	3人以上30人以下	9人	6人以上30人以下	18人	9人以上30人以下	27人
	2人	6人	5人	15人	8人	24人
	1人	3人	4人	12人	7人	21人
			3人	10人	6人	19人
			2人	7人	5人	16人
			1人	4人	4人	13人
					3人	11人
					2人	8人
					1人	5人

（※）育成就労実施者が優良基準を満たす場合は、基本人数枠の2倍、さらに、監理支援機関・育成就労実施者が、共に、優良基準を満たし、育成就労実施者が、「指定区域」である場合は、基本人数枠の3倍まで、受入れが可能。

本人希望による転籍の場合の**転籍先実施者**の要件（主なものを抜粋）

- ・ 本人希望による転籍者の割合が**3分の1を超えないこと**
- ・ 指定区域**外**（＝都市部）の場合は**区域内からの転籍者の割合が6分の1を超えないこと**
- ・ **優良**基準に適合すること
- ・ 転籍者の取次ぎ及び育成に係る以下の**費用**を**転籍前の育成就労実施者に支払うこと**
 - 原則：告示で定める金額の6分の5
 - 転籍前の期間が1年6月以上2年未満の場合 → 3分の2
 - 2年以上2年6月未満の場合 → 2分の1
 - 2年6月以上の場合 → 4分の1

転籍者数の上限（例）

①在籍する育成就労外国人の数（法施行時の技能実習生を含む）		
	②うち転籍者数 (①の1/3以下) (※1)	
	③うち都市部以外（指定区域）からの転籍者数 (①の1/6以下) (※2)	
24	8	4
18	6	3
6	2	1

※1 別途、受入れ人数枠の上限もかかる。

例）受入れ人数枠が24人で、**非**転籍者を既に20人受入れている場合、転籍者の上限は、24-20=4人となる。

※2 都市部の実施者についてのみ上限が設けられる。

～ パブリック・コメント制度に基づく意見募集で示された政令・省令・告示（案）の概要【抜粋】

主 な 事 項	概 要
(6) 監理支援機関の体制	・ 監理支援を行う 監理型育成就労実施者の数が2以上であること ・ 常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者）の数が、次のいずれの数も超えていること ア：監理支援を行う 監理型育成就労実施者の数を8で除して得た数 （その数が1未満である場合には、1とする） イ：監理支援を受ける 監理型育成就労の対象となっている監理型育成就労外国人の数を40で除して得た数（ 〃 ）
(7) 登録支援機関の 拒否事由	① 支援業務を行う事務所ごとに、常勤の役職員の中から 支援責任者（過去3年以内に講習を修了）及び支援担当者（支援責任者と兼任可）をそれぞれ1名以上選任していない者 ② 支援担当者の数が、当該支援業務に係る 特定技能外国人の数を50で除して得た数を超えていない者 ③ 支援担当者の数が、当該支援業務に係る 特定技能所属機関の数を10で除して得た数を超えていない者
(8) その他、法務省令の改正	特定技能1号の在留資格に関し、在留期間の計算から、妊娠、出産、育児等のやむを得ない事情により業務に従事できなかった期間を除くこと、および、在留期間の上限を相当な理由がある場合（試験に不合格など）に6年とすること、また、特定技能の在留期間を3年以内で法務大臣が定める期間とすること、など。